

## 開示実施手数料の減額（免除）決定通知書

\_\_\_\_\_ 様  
(開示請求者)

財団法人 日本船舶振興会  
会 長 印

平成 年 月 日付けで請求のありました開示実施手数料の減額(免除)申請  
について、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第17条第3項の規定  
に基づき、下記のとおり、減額(免除)することとしましたので通知します。

### 記

#### 1 対象となる法人文書の名称とその開示の実施方法

法人文書の名称：

開示の実施の方法：

#### 2 開示実施手数料を減額(免除)する額

## 開示実施手数料の減額（免除）について

\_\_\_\_\_ 様  
(開示請求者)

財団法人 日本船舶振興会  
会 長 印

平成 年 月 日付けで請求のありました開示実施手数料の減額(免除)申請  
については、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律に規定する減額  
(免除)理由に該当しませんので通知します。

### 記

#### 1 対象となる法人文書の名称とその開示の実施方法

法人文書の名称：

開示の実施の方法：

#### 2 減額（免除）を求める開示実施手数料の額

#### 3 減額（免除）が認められない理由等

(注1) 開示の実施を受ける場合には、上記2の開示実施手数料の追納が必要です。  
(注2) この決定に不服があるときは、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第6  
条に基づき、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に財  
団法人日本船舶振興会に対して異議申立てをすることができます。